

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 企業行動憲章

【前文】

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社は、豊かな社会の実現に役立つ情報を提供し、新しい都市文化の創造に貢献することを使命としています。

高い公共性が求められる放送事業者として、放送インフラの安定維持や情報セキュリティの徹底をはじめとする重大な経営リスクに的確に対処し、社会から信頼される企業であり続けるため、すべての事業活動および職場環境における基本方針として、ここに「企業行動憲章」を定めます。

当社のすべての役員、社員(以下、「私たち」といいます。)は、本憲章を遵守し、高い倫理観と責任感を持って行動します。

1. 公共性の発揮と社会への貢献

私たちは、放送事業者としての公共性と社会的責任を深く自覚し、公正な報道と質の高いコンテンツの提供を通じて、知る権利に応え、心豊かな生活と地域社会の発展に貢献します。

2. 人権の尊重と多様性の推進

私たちは、事業活動に関わるすべての人々の基本的人権を尊重します。人種、国籍、宗教、性別、年齢、障がい、性的指向、性自認などによる差別を行いません。

3. 法令および社会規範の遵守

私たちは、高い公共性が期待される企業として、あらゆる法令、社会規範、および社内規程を厳格に遵守します。放送事業者として、電波法・放送法等の関係法令を遵守し、電波の適正な利用と放送インフラの安定維持に努めます。また、公正で誠実な取引を行い、透明性の高い公正な事業活動を推進します。

4. 健全な職場環境の維持とハラスメントの根絶

私たちは、一人ひとりがその能力を最大限に発揮できるよう、安全かつ健全な職場環境を整備します。パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、個人の尊厳を傷つけるあらゆるハラスメント行為を断じて容認しません。

5. カスタマーハラスメント等への毅然とした対応

私たちは、視聴者の皆様やお取引先様との建設的なコミュニケーションを大切にします。一方で、社会通念上不相当な要求や言動(カスタマーハラスメント)に対しては、従業員の安全と尊厳を守ることを最優先とし、組織として毅然とした対応をとります。

6. 実効性の確保と相談・通報体制

本憲章の実効性を高めるため、社内外からの相談および不正行為の通報を受け付ける内部通報制度を適切に運用します。相談者および通報者のプライバシーは厳重に保護され、通報したことを理由とするいかなる不利益な取り扱いも禁止します。調査により、不正行為が明らかになった場合は厳正に対処します。

※ハラスメント行為の具体的な定義、対応窓口、および措置の詳細については、別途定める『ハラスメント防止基本方針』『カスタマーハラスメントに対する基本方針』に従うものとします。

制定日:2026年10月1日

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社